

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 28 年 9 月 16 日 (金) 第 8834 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (584) (東部振興課)	2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (585) (福祉監査指導課)	2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (586) (〃)	2
	大規模小売店舗の新設の届出 (587) (企業支援課)	3
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (588) (鳥取県土整備事務所)	4
	県営土地改良事業の工事の完了 (589) (西部総合事務所農林局)	4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (36)	4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課)	5

告 示

鳥取県告示第584号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成28年11月5日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年9月16日

鳥取県知事 平 伸 治

1 申請のあつた年月日

平成28年9月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まーる

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

小河 和泉

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡八頭町宮谷240-24

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の方を対象に地球に暮らす一員として、子どもから高齢者まで安心して活き活きと生活できるよう、福祉環境のレベルアップのためのコンサルテーションや人材育成を行う。また、鳥取の豊かな自然を活かした野外活動、農業活動、環境保全など、まーるネットワークを図り協働し人と自然の共生と調和を図りながら、すべての方が健康で文化的な生活が実現できることを目的とする。

鳥取県告示第585号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があつたので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年9月16日

鳥取県知事 平 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
株式会社スカイム・イレブン	鳥取市吉岡温泉町168-1	デイサービスセンターワン天然温泉ほんわ館	鳥取市吉岡温泉町168-1	地域密着型通所介護	平成28年5月31日

鳥取県告示第586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があつたので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年9月16日

鳥取県知事 平井伸治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
株式会社クリエイト	鳥取市大村206-2	フィットネスディックスもす鳥取東	鳥取市大村208-1	地域密着型通所介護	平成28年9月3日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	休止年月日
株式会社クリエイト	鳥取市大村206-2	フィットネスディックスもす鳥取東	鳥取市大村208-1	介護予防通所介護	平成28年9月3日

鳥取県告示第587号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年9月16日

鳥取県知事 平井伸治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ラ・ムー鳥取東店 鳥取市立川町五丁目267-1ほか

2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社恵比寿天 代表取締役 大賀 昭司 岡山県倉敷市中島1419-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司 岡山県倉敷市堀南704-5

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年5月8日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,666平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 9の書類に記載のとおり

イ 収容台数 355台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 9の書類に記載のとおり

イ 収容台数 152台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 9の書類に記載のとおり

イ 面積 190平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 9の書類に記載のとおり

イ 容量 25.7立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

終日

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

終日

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 3 か所

イ 位置 9 の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

終日

8 届出年月日

平成28年9月7日

9 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

10 縦覧に供する期間

平成28年9月16日から4月間

11 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

12 意見書の提出

大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第588号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成28年9月16日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社湯川建設 代表取締役 湯川 繁	鳥取市湖山町東四丁目90	鳥取市賀露町西一丁目2898-2外3筆 (3,957平方メートル)	砂 (10,415.78立方メートル)	平成28年8月1日から平成29年7月31日まで	平成28年8月1日

鳥取県告示第589号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成28年9月16日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業五千石地区農業用用排水	平成28年5月11日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第36号

平成28年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年9月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見

慎

- 1 日時 平成28年9月23日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 選挙人名簿登録者総数について
 - (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年9月16日

鳥取県知事 平 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
仮想化ソフトウェアライセンス 一式
- (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 利用期間
入札説明書による。
- (4) 手続期限
入札説明書による。
- (5) 納入場所
鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部情報政策課
- (6) 契約金額
入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が、事務用機器のパソコン類であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) この公告に示した物品を適切に納入することができる者であること。

3 契約担当課

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部情報政策課地域・行政情報化担当
電話 0857-26-7614
電子メール jouhou@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の交付方法

平成28年9月16日（金）から同月26日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成28年9月16日（金）から同月26日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年9月30日（金）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日（木）午後5時とする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁本庁舎地階元気づくり総本部・総務部会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札は、紙入札により行うこと。
- (2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により4の(1)の場所に平成28年9月26日（月）午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

きる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products :

Windows Remote Desktop Service CAL (User) License 5,100

XenApp Advanced-Edition Connection User Connection License 1,500

XenDesktop VDI-Edition User/Device License 300

(2) September 26, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 30, 2016 11:00 AM : Time-limit for submission of tenders

(September 29, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division of General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7614